

第2章 外国における商標出願の監視システムの検討

第1節 商標監視の目的

中国、台湾で、日本の地名が農林水産物等の商標として、中国、台湾の第三者に出願されたり、登録され使用されている問題が発生しており、放置すると中国、台湾への輸出の際に重大な悪影響を及ぼすことが予想される。そこで、そのような問題に対処するため、中国、台湾における商標出願の監視が必要となる。監視は今後の問題を未然に防ぐのが目的である。その場合に現状の出願・登録状況を把握するため、対象となる地名の商標が現在出願・登録状態にないことを確認する必要がある。もし、既に対象商標が公告・登録状況にあれば、異議申立てや無効審判請求の検討など、早急な対応が迫られる。

第2節 商標監視業務の実施計画

中国、台湾における商標現状調査や監視システムを利用する仕組みについて以下の事項について検討し、契約形態案（調査方法・内容、費用負担、契約主体等）を検討する。

検討事項

- + 調査内容（調査国・地域、現状調査の必要性と監視期間、調査対象名称等）
- + 費用と費用負担（都道府県と地域ブランド権利者の負担割合等）
- + スケールメリット
- + 契約主体等契約条項
- + その他

第3節 商標監視業務についての枠組み

商標監視業務内容については次の枠組みを構築した。

調査種別 : 商標監視調査（ウォッチング）
対象国・地域 : 中国、台湾（どちらかでも可）

利用監視システム :

民間会社の提供する中国と台湾における中国語商標ウォッチ調査並びに現時点での同一及び極めて類似な商標が出願・登録されているかを調査するスクリーニング調査も併せて実施する。ウォッチ調査は、これから公告される商標を監視するのに対し、スクリーニング調査は、現時点での出願・公告・登録状況を調査するものである。これにより、スクリーニング調査によって過去の出願を確認し、ウォッチ調査によって将来の侵害を防ぐことで、不正な出願に対し、より適切な地名商標の保護を實踐できる。

利用監視システムの特徴：

中国商標局、台湾知的財産局の商標検索用サービスは、称呼同一または極めて類似するものみの検索が可能であるが、実際の類否は、称呼、外観、觀念の総合面から判断されるため、中国商標局、台湾知的財産局の商標検索用サービスのみでは正確な調査は不可能であると言える。また、両サービスとも監視のためには定期的に自ら検索する必要があり、検索結果から登録されては困る商標の判断、当該国で異なる商標審査基準を考慮した上での類似判断など、専門家による正確な判断が求められる場合も多くあり、将来的なリスクを考えると、専門家による判断が重要である。

民間会社の提供するウォッチ調査は、商標が公告される都度、専門家による検証が行われ、称呼、外観、觀念で対象商標と類似すると判断された商標が発見された場合、報告書を送付する、というサービスであるので、自ら作業を行うことなく、報告書を待つだけでよい、との特徴を有する。また、中国商標局、台湾知的財産局の検索サイトは、アクセスし難く、中国語での検索なため、これらの検索用サービスのみでは正確な調査や、権利範囲の確認など専門家であっても容易ではない。

調査仕様：

商標監視調査の仕様を表2-3に示す。

表2-3 商標監視調査仕様

調査仕様		
	中国商標	台湾商標
監視対象	簡体字・繁体字	簡体字・繁体字
対象クラス	29,30,31,32,33	29,30,31,32,33
レポート頻度	毎週	月2回
類似基準	称呼・外観・觀念	称呼・外観・觀念
出願中商標	×	
国際登録	×	×

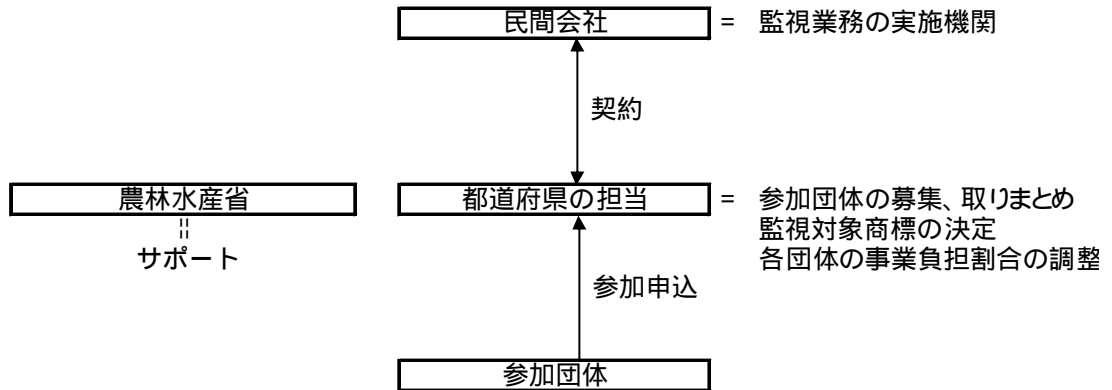
注：対象クラスとは、ニース協定に基づいて採択・公表された、「標章の登録のための商.品及びサービスの国際分類のことで、29, 30,31,32,33の各類は農水産物、食品、飲料を指しています

備考：国際分類については、本調査報告書P47参照。

実施体制：

商標監視調査の実施体制については、都道府県等の利害関係者が個別に実施した場合、効率性・実効性の面で限界があるため、利害関係者が参加する組織を設立し、一元的に監視を実施することが適当である。その実施体制を図2-3に示す。

図2-3 商標監視調査実施体制



スクリーニング調査、ウォッチ調査の結果レポートは都道府県の担当、参加団体に送付される

価格：中国、台湾において、スクリーニング調査、ウォッチ調査ともに調査案件数が多いほど価格のスケールメリットがでることが分かった。

第4節 都道府県の動向

都道府県別の地名商標の被害実態と対策を以下に示す。

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害実態	対策
北海道	2008/9/20 北海道新聞	中国の現地法人や個人により北海道「や」HOKKAIDO「が」出願されているという	高橋はるみ知事は十九日の北海道議会一般質問で、道産品のブランド価値を守るため、独自の認証マークを海外でも商標出願する方針を明らかにした。道は今後、生産者団体や経済団体の意見を聞き、出願するマークをなどを決める。
	2008/11/8 東京新聞	中国や台湾の企業、個人が、「旭川」や「函館」など、北海道の地名を現地で相次いで商標登録している。 中国、台湾の特許関連省によると、既に登録された地名は「旭川」「七件」「小樽」三件、「函館」二件、「釧路」「十勝川」「根室」が各一件など。 台湾では台北市の飲食店が、「函館」に漁業のイラストを組み合わせた商標を既に登録している。	北海道庁は道産を示すマークなどを海外で商標登録することを検討中だが「具体策はこれから」というのが実情。
青森	2008/8/14 朝日新聞	青森県総合販売戦略課の担当者(37)は3月、「今度はこんな手口か」とあきれた。1度目は「青森」、2度目は「青森」が商標として中国で出願されたからだ。 商標「青森」は中国広州市の会社が「果物、穀物など」「肉、牛乳飲料など」の5分野の商品を対象として中国商標局に出願。 過去には、青森のリンゴ卸会社の商品タグと、県が発行する認証マークが中国で偽造され、中国産リンゴにつけられたこともあった。それだけに、青森のリンゴ業者は「我々が築いてきた信用が地に落ちてしまう」と、商標問題に気をもんでいる。	青森県は03年に気づき、同局に異議申し立て、今年3月までに5分野すべての異議が認められた。
	2008/8/25 化学工業日報	2003年5月、青森県の担当者に、中国で「青森」が商標出願されていると県内リンゴ業者から一報が入った。その後、中国広州市のデザイン会社が果物、乳製品など5つの商品分類で出願していることが判明。 今後は青森の「森」を「水」3つではなく「氷」3つの文字にした漢字名がリンゴのロゴマークとセットで商標出願された。	青森県は異議を申し立て、5年近くかかって認められた。 異議を申し立て、現在判断を待っている。「青森ブランドで差別化を図って販売したい。このままではいけなかった」と(総合販売戦略課)と新たな対策を検討中。
	2008/10/15 宣伝会議	「青森」の類似商標が出願されていることが明らかになったのは今年4月で、青森県が調査を委託している特許法律事務所がWEB上で発見した。出願したのは新疆ウイグル自治区の果物流通業者のみられ、「氷」の文字を3つ重ねた「森」の字そっくりの文字が使われており、一見「青森」と見間違えてしまう。出願された商標は、文字とリンゴと思われるイラストを組み合わせたもので、イラストの中央部分には「QM」の文字が描かれている。 登録が認められてしまった場合、「青森りんご」などの、地名のついた農林水産物が類似商標として見なされ、輸出ができなくなる可能性がある。	青森県では、全農青森県本部やりんごの生産者団体など関係5団体とともに中国商標局に異議申し立てを行った。
岩手	2008/9/6 フジサンケイビジネスアイ	岩手県の伝統工芸品「南部鉄器」の鉄器を旧字体にした「南部鐵器」という名称が、中国で商標登録申請されていることが分かった。	申請が認められると中国への輸出が困難になるため、県南部鉄器協同組合連合会(盛岡市)は中国商標局に異議を申し立てる方針。
	2008/11/27 読売新聞	福建省の個人が「南部美人」(岩手)や「豊正宗」(兵庫)など10銘柄を1人で申請。中国で銘柄を使わずに困っている蔵元に売りつける「商標ビジネス」を狙った可能性がある。	
	2008/11/27 読売新聞	岩手県を代表する日本酒の銘柄「南部美人」は1999年に香港への輸出が始まった。2005年からは上海の高級レストランで大吟醸や本醸造が1.8%当たり数万円で出されている。 中国市場への期待が高まった昨年、福建省の個人が「南部美人」の商標登録を中国商標局に申請していることがわかった。蔵元の久慈浩介専務は「銘柄が使えなくなれば、中国の業者に納品を断られるだろう。商標申請しておけば良かった」と悔やむ。	
	2009/2/21 YOMIURI ONLINE	中国で、現地企業や個人が、日本の農産品などの産地名や銘柄名を先に商標登録したり登録申請したりしていたケースが相次いで明らかとなっている。県内に関するものでも、「南部鐵器」「南部美人」などが登録申請されていることが判明。「岩手」も既に商標登録されている。 先に登録されてしまえば、中国で事業展開する際には、こうした名称が自由に使えなくなる。中国では、登録商標を高値で売り付ける「商標ビジネス」が暗躍しているとされ、商標を買い戻すにも多額の	岩手県を代表する伝統工芸品「南部鉄器」の名称などが、中国で商標登録されている問題を受け、岩手県は4月から「県内の中小企業や農協などが、海外で商標や意匠を登録申請する際、その費用の一部を補助する制度をスタートさせる」
宮城	2008/10/28 河北新報	中国企業などが「宮城」を現地当局に商標出願している	宮城県の村井嘉浩知事は二十七日の定例記者会見で、中国企業などが「宮城」を現地当局に商標出願している問題について(中国で)「宮城米」という名称で販売できなくなる可能性がある。ただ、異議申し立ては経費もかかるので、どうするか検討している」と述べた。
	2009/3/19 河北新報		宮城県は12日、中国商標局に対して異議申し立てを行う方針を決めた。「宮城」は中国でも広く知られる公知の地名であり、中国商標法に抵触する」としている。 「宮城」は中国内の2者が商標出願。県は、このうち公告期間が4月中旬に迫っている河北省の個人による出願について来月上旬、異議申し立てを行う

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害・実態	対策
山形	2008/8/14 朝日新聞		海外での県産品のブランド化に力を入れている山形県は06年、山に顔を描いたマークに「Yamagata Japan」の字をあしらった商標を中国などで出願した。
	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。山形県は「おいしい山形」といった農産物用のシンボルマークの商標出願した。
群馬	2008/11/27 上毛新聞	上毛新聞社のまとめでは、日本語や中国語の表記による「群馬」が四件、中国国内で登録されている。このほか、「高崎」「桐生」「太田」「富岡」「藤岡」「安中」「草津」などの地名や「上州」「利根」「赤城山」等名、などの名称も登録が判明している	群馬県は「仮に悪意としても、現状で群馬」が登録されていることの実害はない」と異議申し立てなどはせず、静観する。だが、製品輸出を今後検討する企業や観光客誘致を目指す観光団体などは事前に対策を講じる必要があると判断した。
	2008/12/3 MSN産経 ニュース	群馬県でも実態把握に乗り出したところ、ロゴを組み合わせた「群馬」や「赤城山」など、県関係の商標登録を複数確認した。	群馬県で現時点では動きはないが、今後、企業セミナーや市町村との連絡体制を強化して、横断的な監視・防衛態勢の確立を目指す方針という
	2008/12/7 YOMIURI ONLINE	県は特許庁を通じ「群馬」という地名が中国国内で既に4件も登録されていることを確認した。ほかにも「上州」「赤城山」が登録されていて、いずれも出願人は中国の法人や個人だった。	群馬県は来月13日、中国などの漢字圏への進出を検討中の企業や農業団体を対象に「地域ブランド」を守るノウハウを指南するセミナーを開くことにした。
	2009/1/21 毎日.jp	中国や台湾で「群馬」や「赤城山」といった地名の商標が出願。県が中国や台湾の関係機関を調べた結果、「群馬」だけで6件（うち2件は既に取り下げ）あり、「赤城山」や「上州」「富岡」に似た文字も出願されていたことが判明した。	群馬県は県内企業への周知を進めている。特許庁は、昨年度各自治体に「駆けつけ出願」対策を指示している。
長野	2009/2/6 読売新聞		日本の農産品などの産地名が中国で商標登録されている問題で、山形、長野、和歌山、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 長野県は「信州」を中国に商標出願した。
	2009/2/7 信濃毎日新聞		長野県農政部などが、中国、香港、台湾の当局に「信州」の商標登録を申請したことが六日、分かった。 同協議会は当初、「長野」の申請を検討。
新潟	2008/12/5 YOMIURI ONLINE	日本酒の銘柄が、酒造会社の知らないうちに海外で商標登録されるケースが相次いでいる。日本酒造組合中央会によると、県内メーカーの銘柄でも、「越之寒梅」など3つが既に商標登録または登録出願中だという。県内関係では、石本酒造（新潟市江南区）の「越乃寒梅」、白瀧酒造（湯沢町）の「上善如水」、妙高酒造（上越市）の「越乃雪月花」がリストアップされていた。	白瀧酒造は国内の商標登録証明と広告、メディア掲載記録などを集め、中国当局に異議を申し立てた。現在、審査中という。妙高酒造は、特別な対策は取らなかつたが、引間正一郎会長は「将来、本格的に中国に出ることになったら、問題が起るかもしれない」と心配する。商品は国内消費がほとんどで、対応は中央会に一任したという
山梨	2008/11/11 YOMIURI ONLINE	生産量日本一を誇るワイン産地「山梨勝沼」の名称が、中国で上海市の個人によって商標登録を申請されていることが31日、わかった。	山梨県は「勝沼」ワインの輸出を見越した悪質な申請」とみており、地元「甲州市」や業界団体と連携して中国商標局へ異議申し立てする方針。
	2009/2/3 山梨日日新聞	山梨関連でも、昨年八月に「山梨勝沼」の商標登録が申請されていることが判明。県産品のブランド名などが現地で既に商標登録されている場合、輸出する際には名称変更などの対応に迫られるという。	山梨県は二〇〇九年度、山梨に関連した商標の申請・登録状況を専門機関に委託して調べる方針を決めた。
	2009/2/25 山梨日日新聞	「山梨勝沼」の商標は、上海の個人がワインなどのアルコール類の商標として登録申請していたことが昨年八月に判明。	山梨県は三カ月の期間内に異議を申し立てる。プロジェクトチームは企画部や知事政策局、商工労働部、農政部などの関係部局で立ち上げる。ワインに限らず、山梨県産果実などの輸出拡大に向け、外国での県産地表示の障壁となるような商標登録を防げる態勢づくりを急ぐ考えだ。山梨県は二〇〇九年度にあらためて専門機関に委託して調査する方針で、来年度一般会計当初予算案に事業費を計上している。
	2009/2/25 毎日新聞	上海の個人が06年10月、アルコール飲料の商標として「山梨勝沼」を申請、中国商標局のホームページで4月20日から公告される。中国では、公告後3か月以内に異議を申し立てないと登録される。	ワイン輸出に影響が出るとして山梨県は24日、中国側に異議を申し立てる方針を明らかにした。
静岡	2009/2/13 読売新聞	「静岡」という商標が中国商標局に登録申請されていたことがわかった。	静岡県は公告された場合は異議を申し立てて、商標登録を阻止したいとしている。
和歌山	2008/8/14 朝日新聞	和歌山」はキャンディーなどの商標として登録されていた	
	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。

都道府県	記事掲載日 記事ソース	被害・実態	対策
三重	2008/8/14 朝日新聞	本来の「松阪牛」は松阪市に本社がある企業が出願したが、その前に「松坂牛」がレストランなどの商標として出願されていた	
	2008/11/19 伊勢新聞	中国で商標登録申請を出願している「松阪牛」「松阪肉」に関連し、「松坂」の文字とイラストを組み合わせたマークが平成十三年九月に現地で商標登録されていたことが十八日、分かった。	松阪市の下村猛市長は伊勢新聞社の取材に「松阪牛連絡協議会としては異議申し立てをする方針だと聞いている。松阪市としては支援する姿勢で臨んでいきたい」と話した。
	2008/11/19 中日新聞	三重県特産の高級和牛種「松阪牛」の類似商標が、中国の有限会社とみられる団体によって同国の商標局に登録されていることが分かった。 「松阪牛」の商標をめぐるのは、松阪市が〇六年五月に中国で申請したが、中国の別の個人が〇五年九月に「さか」の一字違いの「松坂牛」を申請したことが判明。	松阪市などは中国商標局に異議申し立てをする方針を明らかにしている。
	2008/12/25 CHUNICHI Web	中国での松阪牛に関する商標をめぐるのは、牛のイラスト付きの「松坂」が2001年から10年間、既に登録されていることに加え、さらに「さか」が1字違いの「松坂牛」が〇5年から出願中であることが今年に入って判明している。	肥育農家の団体などでつくる「松阪牛連絡協議会」は今年5月、中国商標局に異議を申し立てる方針を決定。自らの正当性を裏付ける資料の収集などを進めている。 今回の「松坂」の公告は、市が類似商標の問題を把握してから初の事例となる。同協議会事務局の市農林水産部は「相手と争う準備を整えており、具体的な対抗措置に着手した」としている。
	2009/3/4 伊勢新聞WEB ニュース	「松坂」は平成十六年二月二十四日に福建省の食品会社が申請。昨年十二月二十日付で、中国商標局が公告した。商標を扱う商品は肉、豚肉、干肉、ウインナーなどの加工品となっており、牛肉は含まれていない。	松阪市の小牧豊文農林水産部長は、日中間で定期的に開催されている政府高官の意見交換会の場でも、「松阪牛」の商標について議題にあがったことを説明し、異議申し立てには行政機関のハイレベルな者の訪中が有効と指導を受けた」とし、松阪市の下村猛市長の訪中を視野に入れ、積極的に対応したい方針を示した。
兵庫	2008/11/27 読売新聞	兵庫県「灘の豊正宗」は07年度中に中国への本格進出を計画していたが、商標申請が発覚し、輸出を見合わせた。商標を1500万円で買い取らされた酒造会社もある。関係者によると、審判で勝つとしても時間がかかりすぎると判断したという	
岡山	2009/3/5 山陽新聞Web ニュース	東京都内のジーンズ販売会社は生産を県内メーカーに委託し、「岡山」ブランドで中国で販売。スポン、シャツなどアパレル製品の商標として昨年3月に申請し、中国の商標局が審査中という	岡山県内にはジーンズメーカーが多く、岡山県は岡山の名前が使えなくなると中国での事業展開に支障が出る判断。審査を通して公告された場合は、岡山県内の関係団体と協議した上で異議を申し立てる考え。
広島	2008/11/27 読売新聞	日本酒などの銘柄が、酒造会社の知らないうちに中国で商標登録や登録申請されるケースが相次ぎ、新潟県の「越乃寒梅」など25銘柄に上ることが日本酒造組合中央会（東京）の調査でわかった。	登録済みのうち「賀茂鶴」（広島）の蔵元が取り消しを求めて審判を起し、審査中のうち10銘柄も各酒造会社が登録しないよう異議申し立てをしている。
山口	2008/9/10 朝日新聞	「山口」の名称が中国で商標登録申請されていることがジェトロ山口（下関市）の調査でわかった。その数は24件にのぼる。	今のところ現地で影響は出ておらず、山口県も現地で商標を取得したり、庁内に連絡会議を設置したりする予定はないという。
香川	2008/8/14 朝日新聞	台湾では、讃岐が商標登録されてしまい、台湾で営業していた香川県ゆかりの讃岐うどん店が看板の撤去などを請求される騒ぎも起きた。	
	2008/9/6 SHIKOKU NEWS		香川県は6日、9月の定例県議会補正予算案に対策事業費として230万円計上することを阻らねた。香川県産の輸出に支障を来すような商標が申請された場合、香川県が関係企業・団体とともに異議申し立てを行い、経費の一部を負担する。
	2008/11/8 東京新聞	登録は中国、台湾とも出願の早い申請を優先する「先願主義」のため、香川県の「さぬき」が台湾で登録され、現地で営業していた日系のさぬきうどん店が看板撤去を請求された例があった。	
愛媛	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。
佐賀	2008/8/25 化学工業日報	05年9月に「佐賀」が登録された佐賀県は「将来的に佐賀牛のブランド品を販売できるだろうか」（流通課）と不安げた。	
長崎	2009/2/6 読売新聞		山形、和歌山、長野、愛媛、長崎の5県が県名などが含まれた商標を、中国商標局に登録申請していることがわかった。 和歌山、愛媛、長崎の3県は、県名を漢字やローマ字で商標出願。
鹿児島	2008/8/14 朝日新聞	中国では、「鹿児島」は輸出入の代理サービスなどの商標として出願されていた。	鹿児島県はアンテナショップの上海出店を計画中のため、異議を申し立てた。
沖縄	2008/8/3 琉球新報		沖縄県工業連合会はこのほど中国当局に「沖縄」の文字が入ったロゴマークの商標登録を申請した。中国で日本の地名が入った商標登録が相次いでいることから、今後中国に輸出される県産品が「沖縄」の名前を使えなくなるのではないよう「先手を打った」。 食料品類、茶・調味料類、ビールを除くアルコールの三分野について七月三日付で北京の商標当局に提出した。